

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月9日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 渡邊 朝生

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 福島県以北のノルパックネットサンプル分析業務一式
(2) 調達仕様 入札説明書による。
(3) 履行期限 令和4年3月21日
(4) 履行場所 入札説明書による。
(5) 入札方法 入札金額は、業者が... (省略部分) ...

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構 契約事務取扱規程...
(2) 平成31年3月31日以前に...
(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構 製造...
(4) 暴力団員に...
(5) 本業務を履行する知識・技術...
(6) 仕様書を踏まえた... (省略部分) ...

3. 入札説明書等の交付方法

入札説明書等 (入札説明書、入札書、仕様書、見積書、提出書類)
① 福島県庁 総務課 第3課 第32号 第1室
② 福島県庁 総務課 第3課 第32号 第1室
③ 福島県庁 総務課 第3課 第32号 第1室

4. 入札説明会の日時及び場所等

7月17日 (月) 午後2時30分より
場所: 水産資源研究所 3階大会室
内容: 入札説明書の読み合わせ、質疑応答、開札方法の説明等。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等 競争参加者は、入札説明書に記載の事項を証明する。 (省略部分) ...

(2) 提出場所 3 . ① に 同 じ 。 3 月 2 3 日 1 7 時 0 0 分

(3) 提出場期限

6 . 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所 令和3年3月8日 12時00分 4室

(2) 郵便による入札書の提出場所 令和3年4月8日 12時00分

7 . その他

- (1) 契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
(3) 入札の無効 本公告に示したる競争参加資格のな入札書の提出は無効とする。
(4) 契約書作成の要否 要。
(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内でする。
(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産庁等の資格審査結果通知書
(7) 詳細は入札説明書による。

8 . 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の①当職就任 対象機以職機構の役員とないお職の間 契に役職と取引高が、前合、営むの、額取 先も該をた 該を経た 当経者 (課長、主任、副長、等) 契約者 (役員) 先 (役員) 再 (役員) が再 (役員) 就 (役員) 職員 1 以上
(2) 公表の②機機に 情報 該の役の又る 当名員最間 契に役職と取引高が、前合、営むの、額取
(3) 当機に 公日 結日 ① ② ③ ④ 当機に 公日 結日 ① ② ③ ④ 当機に
(4) 公表の 公日 結日 ① ② ③ ④ 当機に
(5) 行要結 他機に 公日 結日 ① ② ③ ④ 当機に

9 . 公的研究費の不正防止にかか「誓約書」の提出について

「誓約書」の提出について 公的研究費の不正防止にかか「誓約書」の提出について

業務仕様書

1. 件名 福島県以北のノルパックネットサンプル分析業務
(青森、岩手、宮城、福島)
2. 業務目的 本業務は、我が国周辺海域における資源評価調査の一環として、黒潮親潮混合海域における魚類等の卵稚仔の種組成および発達段階組成を明らかにし、産卵量・卵稚仔分布量を推定することを目的とする。
3. 業務場所 契約締結業者指定場所
4. 予定数量

| | |
|------------------------------|--------|
| 1) ノルパックネットサンプル分析 (青森県 太平洋側) | 48 検体 |
| 2) ノルパックネットサンプル分析 (岩手県) | 55 検体 |
| 3) ノルパックネットサンプル分析 (宮城県) | 160 検体 |
| 4) ノルパックネットサンプル分析 (福島県) | 195 検体 |

(口径 45 cm、目合い 0.335 mm のネットによる水深 150 m から海面までの鉛直曳き標本)

5. 業務内容

1) ノルパックネットサンプル分析 (青森県)

標本採集実施機関：地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて

採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点1桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、 B (尾芽が卵黄から分離するまで)、 C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は 1 標本当たり最多 100 個体まで接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点2桁) を計測する。

- (4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を油性のマーカーで記入する。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5) 結果の入力：(1) で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、水産資源研究所横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

2) ノルパックネットサンプル分析 (岩手県)

標本採集実施機関：岩手県水産技術センター

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、

標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。

- (3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚魚と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は 1 標本当たり最多 100 個体まで接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。
- (4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を油性のマーカーで記入する。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5) 結果の入力：(1) で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

3) ノルパックネットサンプル分析 (宮城県)

標本採集実施機関：宮城県水産技術総合センター

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚魚と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は 1 標本当たり最多 100 個体まで接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。卵・仔稚魚を取り出した後のプランクトンは優占種 3~5 種程度を上位分類群 (例: カイアシ類) で記入する。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。
- (4) 動物プランクトン組成分析：魚類仔稚魚、頭足類幼体の選別・計数後、プランクトン以外の無生物 (ペンキ、鉄片、糸くず等)・有機物 (海藻、木片、不明な繊維状物、昆虫等)を取り除く。大型のクラゲ類、サルパ類を除いたプランクトン沈殿量と湿重量を測定する。その際は、除いたことを備考欄に記載する。シャーレに移した後、全体を概観して主要分類群が全体に対して占める面積割合 (%) を 5%単位で読み取る (5%未満は「+」表記とする)。プランクトン分類群名を表 1 に示す。大型カイアシ類は体長 2 mm 以上、小型カイアシ類は体長 2 mm 以下を目安とする。

大型カイアシ類の属名例：

Eucalanus, Neocalanus, Euchaeta, Metridia, Pleuromamma, Labidocera, Pontella

小型カイアシ類の属名例：

Paracalanus, Acrocalanus, Clausocalanus, Ctenocalanus, Acartia, Oithona, Oncaea, Corycaeus

- (5) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの2つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を油性のマーカーで記入する。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (6) 結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (7) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

表 1. プランクトン分類群

| | Plankton taxa | 略号 | 分類 | 門 |
|----|----------------------|-------|------------|------------|
| 1 | Copepoda (large) | La Co | カイアシ目 (大型) | 節足動物 (甲殻類) |
| 2 | Copepoda (small) | Sm Co | カイアシ目 (小型) | 〃 |
| 3 | Euphausiacea | Eu | オキアミ目 | 〃 |
| 4 | Amphipoda | Am | 端脚目 | 〃 |
| 5 | Isopoda | Iso | 等脚目 | 〃 |
| 6 | Ostracoda | Os | 介形類 | 〃 |
| 7 | Luciferidae | Lu | ユメエビ類 | 〃 |
| 8 | Cladocera | Cl | 枝角亜目 | 〃 |
| 9 | Alima-type larvae | Al | アリマ型幼生 | 〃 |
| 10 | Megalopa-type larvae | Me | メガロパ型幼生 | 〃 |
| 11 | Chaetognatha | Ch | ヤムシ綱 | 毛顎動物 |
| 12 | Appendicularia | Ap | 尾虫綱 | 原索動物 |
| 13 | Thaliacea | Th | サルパ類 | 〃 |
| 14 | Hydromedusae | Hy | ヒドロ虫綱 | 腔腸動物 |
| 15 | Siphonophora | Si | クダクラゲ目 | 〃 |
| 16 | Ctenophora | Ct | クシクラゲ類 | 有櫛動物 |
| 17 | Pteropoda | Pt | 翼足目 | 軟体動物 |
| 18 | Heteropoda | He | 異足目 | 〃 |
| 19 | Polychaeta | Po | 多毛綱 | 環形動物 |
| 20 | Noctiluca | No | 夜光虫 | 原生動物 |
| 21 | Bacillariophyceae | Ba | 珪藻綱 | 黄色植物 |
| 22 | Detritus | De | デトリタス | |

4) ノルパックネットサンプル分析 (福島県)

標本採集実施機関：福島県水産試験場

- (1) 標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2) 標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3) 卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は 1 標本当たり最多 100 個体まで接眼ミクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。
- (4) 標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5% 中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5% 中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99% エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99% エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名を油性のマーカーで記入する。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

- (5) 結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6) 成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

6. 査定結果の再点検

卵・仔稚魚の査定結果について、一度点検を行った上でさらに再点検を行うこと。
また点検および再点検のうちのどちらかは査定者とは別の者が行うこと。

7. 標本保存・送付の詳細

選別された卵・仔稚魚の標本については、各都県研究機関ごとにスクリー管を専用の箱に整理し、箱の上面と側面に紙ラベルで、研究機関、採集年月、ノルパックサンプルの卵・仔稚魚であることを明記した上で、各都県研究機関（標本採集実施機関）に送付する。

卵・仔稚魚選別済みのプランクトン標本については、塩釜庁舎へ送付する。プランクトン標本は指定のラベルと共に標準サンプル瓶（UM サンプル瓶 50 ml）に入れる。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容する。標準サンプル瓶の蓋にはラベル3種を並べて貼付する。貼付するラベルは上からタフスポット（三商 商品コード 9640246）、タフタグ（三商 商品コード 9608496）、タフタグ（三商 商品コード 9608476）の順で、真ん中のラベルに船名、観測点名、目合（335 μm）、採集器具（ノルパック）、採集層（0-150 m 等）、分割率（1/2 等）等を記載すること。標準瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色）に58本収納する。また標準瓶蓋の一番上のラベルに1～58までの通し番号を記入する。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入し、そのことを(1)で送付したワークシートに入力する。一つのコンテナに採集した都県や採集月の異なる標本などが混在しても構わない。コンテナの面積の小さい2側面にはラミクロステープを貼付した上で通し番号を記載すること。標本およびコンテナに記載した通し番号を(1)で送付したワークシートに入力する。なお、コンテナの通し番は仮の番号であり、塩釜庁舎にて最終的な番号を割り振る。その時点で一番下のラベルにもコンテナの番号を記載する。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-1 用・黄色）をし、PPバンド（プラスチックバンド）等で結束した上で東北水研へ送付する。なお蓋については再利用するものとし、塩釜庁舎から分析業者へ纏めて返送する。元々標本が入っていた瓶は洗浄し、各都県研究機関へ返送する。不明な点は作業についての問い合わせは塩釜庁舎にする。なお、標本瓶やコンテナにかかる費用と運送費は請負者が負担する。

8. 業務期限 令和4年3月21日

※ただし、それぞれの調査分は以下の期限までに報告すること。

・4～5月調査分： 令和3年6月4日

- ・6月調査分： 令和3年6月28日
- ・7～11月調査分： 令和3年12月10日
- ・12月以降調査分： 令和4年3月21日

9. その他

- 1) 一定数の標本を当所が事前に査定する。
- 2) 査定物及び時期については別途指示するものとする。
- 3) 請負者成果物と当所査定結果が整合した上で完了とする。
- 4) 詳細については担当者と協議のうえ施行するものとする。
また、完了後係員の検査を受け合格すること。